

市民後見人とは

家庭裁判所から選任され、法的に認められた権限をもって、成年後見人（保佐人・補助人）として、判断能力が不十分な高齢者や障害者に対して、同じ市民の立場できめの細かい見守り等の支援を行っています。

市民後見人養成課程の概要

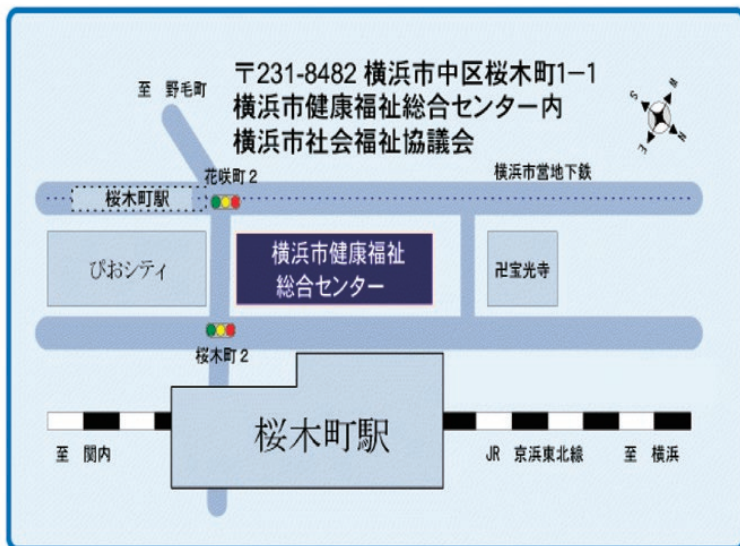
- 募集人数は45名程度です。
- 養成課程は平成30年6月から平成31年3月までの期間です。講義中心の基礎編（1.5か月 全9日）と現場実習や後見業務の実際を学ぶ実務編（6.5か月 全22日）で構成されます。基礎編と実務編のそれぞれで受講料が必要です。
- 基礎編の受講・実務編の受講・養成課程の修了など、段階に応じて選考を行います。
- 後見業務は、平日の日中活動が中心となり、平日日中に活動できる方を養成する視点から、養成課程も平日日中の時間帯となります。

説明会会場

※両会場とも車での来場はご遠慮ください。

2/14(水)、3/3(土)

<横浜市健康福祉総合センター>



住所：横浜市中区桜木町 1-1

JR 京浜東北・根岸線、横浜市営地下鉄(ブルーライン) 桜木町駅下車

- ・野毛地下道をお進みの場合は、出口西をご利用ください。

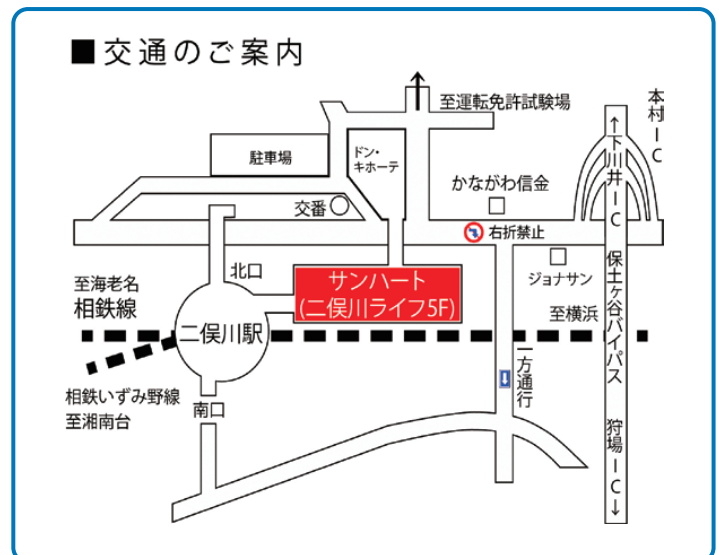
問合せ先

横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター9階
TEL 045(201)2009 FAX 045(201)9116

※本養成課程の実施については、平成30年度の横浜市予算の成立を前提とします。

2/26(月)

<旭区民文化センター 「サンハート」>



住所：横浜市旭区二俣川 1-3 二俣川ライフ 5F

相鉄線二俣川駅下車

- ・二俣川駅改札を出て右（北口）に出ます。連絡通路を右へ30メートルほど進み、花屋の前にあるエレベーターをご利用ください。二俣川ライフ5階になります。